

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和2年10月12日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2000003号
厚生局事案番号 : 九州(国)第2000006号

第1 結論

請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年4月1日から同年10月1日まで

請求期間については、父が国民年金保険料の免除申請手続きを行っていた。請求期間前は申請免除期間となっており、請求期間だけ未納扱いとなる理由がないので、調査の上、請求期間を国民年金保険料の申請免除期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金保険料の免除申請手続きに関与しておらず、その手続きを行ったとする請求者の父親は既に亡くなっており、事情を聴取することができないため、請求者の請求期間当時の免除申請手続きに関する状況は不明である。

しかしながら、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及びA町(当時)の国民年金被保険者名簿によると、請求期間直前の昭和58年7月から昭和61年3月までは国民年金保険料の申請免除期間(昭和58年7月から昭和60年3月までについてはその後納付されている。)、請求期間直後は法定免除期間と記録されていることを踏まえると、請求期間においても請求者に係る国民年金保険料の免除申請手続きが行われていたものと考えるのが自然である。

また、請求者の弟に請求期間当時の状況について聴取したところ、請求者及び世帯の生活状況が特に変わるような時期はなかった旨陳述していることから、請求期間においても国民年金保険料の免除基準に該当していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900237 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000030 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 11 年 2 月から平成 14 年 4 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 11 年 2 月から平成 14 年 4 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 11 年 2 月から平成 14 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 11 年 2 月から平成 14 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 11 年 2 月及び平成 13 年 5 月から平成 14 年 4 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 11 年 2 月及び平成 13 年 5 月から平成 14 年 4 月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 11 年 2 月及び平成 13 年 5 月から平成 14 年 4 月までの第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額 (第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 11 年 2 月	26 万円	36 万円	41 万円
平成 11 年 3 月から同年 9 月まで	26 万円	41 万円	—
平成 11 年 10 月から平成 13 年 4 月まで	26 万円	44 万円	—
平成 13 年 5 月から同年 9 月まで	26 万円	41 万円	44 万円
平成 13 年 10 月から平成 14 年 4 月まで	28 万円	41 万円	44 万円

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 11 年 2 月 1 日から平成 14 年 5 月 1 日まで

給与明細書を確認したところ、請求期間に係る給与額と厚生年金保険の標準報酬月額に相違があるので、請求期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間 (次の表の第一欄に掲げる期間) について、請求者が提出した給与明細書及び株式会社 B 銀行が提出した請求者に係る預金異動明細表により確認又は推認できる厚生年金保険

料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、第二欄に掲げるオンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額について、前述の給与明細書及び預金異動明細表により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 11 年 2 月	26 万円	36 万円	41 万円
平成 11 年 3 月から同年 9 月まで	26 万円	41 万円	—
平成 11 年 10 月から平成 13 年 4 月まで	26 万円	44 万円	—
平成 13 年 5 月から同年 9 月まで	26 万円	41 万円	44 万円
平成 13 年 10 月から平成 14 年 4 月まで	28 万円	41 万円	44 万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 11 年 2 月及び平成 13 年 5 月から平成 14 年 4 月までについては、請求者が提出した給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記 1 の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の給与明細書によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000007 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000031 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 23 年 9 月、同年 10 月及び平成 24 年 2 月から平成 25 年 11 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 23 年 9 月、同年 10 月及び平成 24 年 2 月から平成 25 年 11 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 23 年 9 月、同年 10 月及び平成 24 年 2 月から平成 25 年 11 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 23 年 9 月、同年 10 月及び平成 24 年 2 月から平成 25 年 11 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 21 年 9 月から平成 22 年 8 月まで及び平成 23 年 11 月から平成 25 年 11 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 21 年 9 月から平成 22 年 8 月まで及び平成 23 年 11 月から平成 24 年 1 月までの標準報酬月額については、次の表の第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とし、平成 24 年 2 月から平成 25 年 11 月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 21 年 9 月から平成 22 年 8 月まで及び平成 23 年 11 月から平成 25 年 11 月までの訂正後の標準報酬月額 (第二欄 (平成 24 年 2 月から平成 25 年 11 月までについては第三欄) に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 21 年 9 月から平成 22 年 8 月まで	18 万円	—	20 万円
平成 23 年 9 月及び同年 10 月	20 万円	22 万円	—
平成 23 年 11 月及び同年 12 月	20 万円	—	22 万円
平成 24 年 1 月	14 万 2,000 円	—	22 万円
平成 24 年 2 月から平成 25 年 8 月まで	14 万 2,000 円	20 万円	22 万円
平成 25 年 9 月から同年 11 月まで	14 万 2,000 円	20 万円	24 万円

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 63 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間：平成21年4月1日から平成25年12月21日まで

請求期間における標準報酬月額が、給与の総支給額や控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額より低い記録となっているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成23年9月、同年10月及び平成24年2月から平成25年11月までの期間については、請求者が提出した給料明細及び日本年金機構が保管するA社の請求者に係る給料台帳（以下「給料明細等」という。）により確認できる当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（次の表の第二欄に掲げる標準報酬月額）を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。

したがって、平成23年9月、同年10月及び平成24年2月から平成25年11月まで（次の表の第一欄に掲げる期間）の標準報酬月額について、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成21年9月から平成22年8月まで	18万円	—	20万円
平成23年9月及び同年10月	20万円	22万円	—
平成23年11月及び同年12月	20万円	—	22万円
平成24年1月	14万2,000円	—	22万円
平成24年2月から平成25年8月まで	14万2,000円	20万円	22万円
平成25年9月から同年11月まで	14万2,000円	20万円	24万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主からは、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の届出及び保険料の納付についての回答を得られず、A社の破産管財人は、請求期間に係る資料を保管していないと回答しているが、日本年金機構が保管する請求者に係る平成21年、平成22年、平成24年及び平成25年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届並びに平成24年1月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に記載された報酬月額が、厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主は、給料明細等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を年金事務所に届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成23年9月、同年10月及び平成24年2月から平成25年11月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成21年9月から平成22年8月までの期間については、日本年金機構の回答により、上記1の表の第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

請求期間のうち、平成23年11月から平成25年11月までの期間については、前述の給料明

細等により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額又は上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、上記1の表の第二欄（平成24年2月から平成25年11月までについては第三欄）に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、平成21年9月から平成22年8月まで及び平成23年11月から平成25年11月までの第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第二欄（平成24年2月から平成25年11月までについては第三欄）に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成21年4月から同年8月までの期間及び平成22年9月から平成23年8月までの期間については、前述の給料明細等により確認できる事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による年金記録の訂正を認めることはできない。また、当該期間については、前述の給料明細等により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することはできない。